

資料3 用語解説

用語	解説
アセスメント	<p>アセスメント (assessment) とは、評価、査定と訳されている。本報告においては、虐待事案の発生(疑いも含む。)を理解するために、その背景となる①対象者の心身の状態、生育歴、既往歴、家族状況、生活状況(経済状況・社会的に孤立しているか否かなど)、養育環境(保護者の養育態度、知識、能力)、保護者の相談内容等の情報を得て、②何が問題・課題なのかを明らかにし、③対象者の意向を踏まえつつ、対象者にとって必要とされる支援を計画、実行、評価していく一連の過程のことをいう。</p> <p>子ども虐待の要因は複合的な視点で見ることがあることから、子ども虐待分野におけるアセスメントについては、個人で判断評価するのではなく、複数で協議し、決定していくことが重要である。</p>
医療ソーシャルワーカー	<p>ソーシャルワーカーは、主として社会福祉事業に従事する専門家の総称である。</p> <p>医療ソーシャルワーカー (MSW) とは、ソーシャルワーカーの中でも、療養上の心理的・社会的問題、退院後の社会復帰、医療費等の医療に関係する福祉問題について相談を受け、問題解決を支援する専門家のことをいう。主として医療機関に配置されている。</p>
親子分離	<p>親子分離とは、子どもが虐待を受け、または家庭が危機的状況にあって、保護者のもとで生活することが子どもの権利・利益を侵害するか又はそのおそれがある場合に、子どもを保護者と分離し、児童福祉施設へ入所させる、もしくは里親委託等の措置を採ること。また一時保護(一時保護委託)を行うことをいう。</p>
ケースマネジメント	<p>ケースマネジメントとは、複数の関係機関が長期間にわたって援助する際、事例の進捗状況やそれぞれの機関におけるサービスの提供内容を把握し、必要に応じてサービスの調整(コーディネート)等を行う活動のことをいう。</p> <p>児童虐待のように多くの関係機関が連携して援助活動を展開する場合には、見立てや方針の不一致、あるいはサービス</p>

	<p>の重複、混乱なども生じかねないため、このケースマネジメントが極めて重要となる。</p>
ケースワーク	<p>ケースワークとは、個別援助技術と訳され、生活を維持する上での困難や課題を持った人や家族の問題点を明らかにして、当事者の意向等も勘案し必要な方策を考え、当事者が主体的に生活を維持していけるように支援を行う一連な援助技術のことをいう。</p>
ジェノグラム	<p>ジェノグラムとは、虐待を受けた子ども本人から遡って三世代の家族構成、つまりそれぞれの年齢、職業、虐待を受けた子どもとの関係等が明確に分かるようにした家族関係図のことをいう。</p> <p>いわゆる家系図と違って、血縁のない親子関係なども記載することで、その家族の状況を視覚的に把握することができる。通常は男性を□、女性を○で表わし、婚姻関係は水平に結ぶ線で表し、子どもはその線から垂直に降りる線で表す。</p>
児童福祉法第 28 条による申立て	<p>児童福祉法第 28 条による申立てとは、保護者がその子どもを虐待したり、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害する場合、都道府県は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づいて子どもを里親委託か児童福祉施設等に入所させることで子どもを保護することができるが、保護者がこの措置に反対しているときに採られる強制措置の承認の申立のことをいう。</p> <p>この場合、都道府県は、児童福祉法 28 条に基づいて家庭裁判所に申し立て、承認審判を受ければ、保護者が反対しても子どもを里親委託か児童福祉施設等に入所させることができる。その結果、保護者の監護教育権とそれに付随する懲戒権は事実上停止されることになる。</p>
周産期	<p>周産期とは、妊娠満 22 週以降出生後 1 週未満までの期間のことをいう。</p> <p>この期間の胎児・新生児の健康状態は、母体の健康状態の影響を強く受ける。周産期という用語は、胎児の健康管理を一体のものとして行う必要性を意味する用語として使用される。</p>
受傷機転不明	<p>受傷機転とは、打撲や骨折等の外傷を負うに至った原因や経緯のことをいう。いつ、どこで、どのような経緯で、どの</p>

	<p>ようにして、どのような作用が加わって、その外傷が発生したか、という内容のことを意味する。</p> <p>受傷機転不明とは、受傷の経緯がわからない状態のことをいう。受傷についての保護者の説明と外傷の状態が矛盾する場合も受傷機転不明とされる。子どもの顔面の内出血痕や四肢や頭部の骨折が認められた場合は、受傷機転を明確にすることが重要であり、受傷機転不明の場合は虐待の可能性も考え対応すべきである。</p>
心中	<p>本報告では、親が子どもを殺害して親自身が自殺を遂げる場合、親子間の合意の上で同時に自殺を遂げる場合を指す。なお本報告書でいう「心中未遂」とは、子どもは死亡したものの、保護者が生存しているものを指す。</p>
低出生体重児	<p>低出生体重児とは、出生時の体重（出生体重）が 2,500g 未満の新生児のことをいう。出生体重が 1,500g 未満の新生児を極低出生体重児、1,000g 未満の新生児を超低出生体重児といい、低出生体重児には極低出生体重児も超低出生体重児も含まれる。</p> <p>一般に、出生体重が小さい程、生命を維持するための身体機能の発育が未熟であることが多く、身体機能の状況に応じて医学的管理が必要になる。母子保健法により、低出生体重児を出産した場合は、保護者は住所地の都道府県、保健所を設置する市又は特別区の保健所等に届出をしなければならないことになっている。必要があれば保健師等による訪問指導が行われる。</p>
DV	<p>DVとは domestic violence（ドメスティックバイオレンス）の略語であり、配偶者間や内縁関係（過去の関係も含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係も含む）の間等に起こる暴力や暴力による支配状態のことをいう。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。</p> <p>子どもがいる家庭においてDVが行われると、子どもは安心して安全に生活することが保障されず、常に不安を抱えて生活することになるばかりか、子どもにとって両親間の暴力を目撃することは心理的に著しい負担を重ねることとなり、</p>

	<p>児童虐待に当たる場合もある。また、DV加害者の暴力や性的加害が直接子どもに向くこともある。したがって、虐待の支援をしている家庭においてDVが認められる場合は、子どもの安全を念頭に置いて支援をすることが必要である。</p>
特定妊婦	<p>特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。</p> <p>妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。</p>
ペアレントトレーニング	<p>ペアレントトレーニングとは、行動療法的一种であり、子育てに関する知識や技術などを保護者が習得するための演習形式によるトレーニング技法のことをいう。</p> <p>虐待する保護者は、子どもの欠点ばかりが目につきがちであるが、よく観察すると子どもは褒めるべき良い行動もしている。保護者がこれらに気づき、これまでの虐待行為をやめ、子どもを褒めることができるようトレーニングを行うことにより、親子関係の改善を図るものである。</p>
要支援児童	<p>要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。</p> <p>具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。</p>
要保護児童	<p>要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。</p> <p>具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。</p>
リスクアセスメント	<p>リスクアセスメント (risk assessment) とは、虐待の発生</p>

	<p>に結びつきやすい危険因子（リスク）について評価を行うことをいう。一般的には、リスクが高い場合、リスクの軽減策を検討し、その方策を実行することが必要である。</p> <p>本報告においては、虐待のリスク因子に基づき、子どもやその家族等における虐待のリスクの大きさを判断し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応をすることである。アセスメント同様に、個人で行うのではなく、組織として行うことが重要である。</p>
--	---